

29生セ第1115001号
平成30年2月19日

「生産性革命に向けた革新的技術開発事業」
公募審査実施要領

第1 趣旨

「生産性革命に向けた革新的技術開発事業」における実施機関の選定に当たっては、本要領に定めるところにより、審査を実施する。

第2 評議委員会の設置

- 1 [生産性革命に向けた革新的技術開発事業]の実施機関の選定に係る審査を実施するため、「基礎的委託研究評議委員会運営規則（平成15年10月1日付15規則第45号）」（以下「運営規則」という。）の第6条に基づき設置する評議委員会（以下「委員会」という。）を公募課題ごとに設置する。
- 2 委員会は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「生研支援センター所長」という。）が、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家及び行政関係者（地域農林水産業への成果の普及等を図る観点から地方出先機関の職員を含む。）等により構成するものとする。その際、外部専門家については次の条件を満たす者から委嘱することとする。
 - (1) 審査に係る研究について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。
 - (2) その氏名、所属の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 公正で透明な審査を行う観点から、研究課題提案者と利害関係を有する者は、当該利害関係を有する提案書の審査には参加できない。
利害関係を有する場合は、委員が次の（1）から（7）のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 当該提案書の中で研究課題担当者となっている場合。
 - (2) 当該提案書の研究課題担当者と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。
 - (3) 当該提案書の研究課題担当者と親族関係にある場合。
 - (4) 当該提案書の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合。
 - (5) 当該提案書の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
 - (6) 当該提案書の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。

(7) その他、生研支援センター所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。

- 4 審査対象となる提案につき利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず生研支援センター所長にその旨を通知するものとする。
- 5 委員会の議事は、委員（書類審査のみの委員を除く。）の中から互選された委員長が、生研支援センター及び農林水産省農林水産技術会議事務局の補佐を得て、これを主宰するものとする。
- 6 委員は、審査により知り得た情報について、生研支援センター所長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 審査方法の概要

- 1 審査は、面接審査対象を選定するための書類審査と委託予定先候補を選定するための面接審査の2段階で行うものとする。書類審査で選定した提案書について、提案者（研究グループによる応募の場合は代表機関をいう。以下同じ。）が提案書を説明する面接審査を行うものとする。
- 2 書類審査は、面接審査の円滑な実施のために、面接審査の対象となる提案書を選定することを目的とする。そのため、応募のあった提案書が少ない公募課題については、書類審査を実施しない場合がある。書類審査を実施する場合、応募のあった提案書について、公募課題ごとに定めた委員のうち複数名以上が書類審査を行う。委員は、別表の審査基準に基づいて、提案書ごとに、各委員が採点を行い、各委員（6で採用しないとされた委員を除く。）の採点結果の平均点を提案書の評点とする。その後、公募課題ごとに評点の高い順に面接審査の対象となる提案書を選定する。なお、評点が6.4点未満の提案書は選定しないものとする。
- 3 面接審査は、委託予定先とする提案書の候補を選定することを目的とする。公募課題ごとに定めた委員が面接審査を行う。なお、第2の4により提案書の審査に加わらない委員及びやむを得ない理由により特定の日時の審査に加わらない委員を除き、全委員の過半を超える委員が出席するものとする。
また、生研支援センター所長又は委員長が必要と認めた場合には、委員以外の外部専門家等から意見を聴取することができるものとする。
- 4 第3の2で選定された提案書について、面接審査後の委員による議論を経た上で、原則として、公募要領別紙1の公募課題ごとに最も優良な提案を委託予定先とする。ただし、1つの公募課題に対して、優良な複数の提案があり、委託予定先とすることが適当だと認められる場合には、審議の上、複数の提案を委託予定先とすることができるものとする。なお、評点が7.5点未満の場合は、審議の

上、委託予定先としないことができるものとする。

なお、複数の提案が同一の評点を得ている場合、以下の順番で提案の優先度を決定して、より優先度の高い提案を採択し、委託先を決定するものとする。

- (1) Aの数が最も多い提案書の提案者を委託予定先とする。
 - (2) Aが同数の場合、Bの数が最も多い提案書の提案者を委託予定先とする。
 - (3) A及びBが同数の場合、Cの数が最も多い提案書の提案者を委託予定先とする。
 - (4) 以上の検討を経て、なお同数の場合にはくじ引きで委託予定先を決定する。
- 5 面接審査後の委員による議論に際して、委員長は、提案書の審査結果について、委員と意見交換を行うとともに、この意見交換の際に各委員の審査結果について確認し、必要に応じて委員から採点結果の基となった判断の理由を確認できる。なお、特定の委員の審査結果が他の多数の委員の審査結果と大きく異なるものである場合には、委員長は、当該審査結果に係る委員からその審査結果の基となった判断の理由を必ず確認しなければならない。
- 6 委員長は、5により行った確認の結果、当該審査結果に係る委員の判断の変動が大きいと判断した場合には、最高点数及び最低点数の採点を除いた委員の審査結果の平均を採用することができる。

第4 委託予定先の決定方法

- 1 審査の結果は、委員長が生研支援センター所長に報告するものとする。
委員長は、委員会での意見交換に際し、提案者が本事業を実施することとなったときに、事業の実施に当たって留意すべき事項が提起された場合には、当該事項を生研支援センター所長に報告する。
- 2 生研支援センター所長は、審査結果の報告を勘案し、委託予定先を決定する。
選定した結果は、提案者に通知するとともに、委託予定先となる提案者名をウェブサイトにおいて公表するものとする。
- 3 委員長は、いずれの提案書も委託予定先として選定されなかった場合には、当該提案書に対する評価及び本委託事業の設計、公募方法等に対する委員の意見を取りまとめ生研支援センター所長に報告するものとする。

第5 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。
- 2 審査の実施に関する庶務は、生研支援センターが行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成30年2月19日から実施する。

「生産性革命に向けた革新的技術開発事業」
公募審査基準

審査項目と様式の該当箇所	審査基準・配点		
公募課題との整合性 【様式2-1「研究計画の内容」等】	提案内容は、公募課題の内容及び留意事項で示された事項に即しているか。 「C：即していない」の場合は、評議委員会での審議の上、委託予定先としないことができるものとする。」	A：即している 10点 B：一部見直しが必要 5点 C：即していない 0点	(1)
研究目標 【様式「研究計画の概要」の「公募研究課題に沿った目標とその根拠」及び「その他の目標とその根拠」】	公募課題の目標に即した研究目標は、合理的な根拠の下、公募課題の目標以上の目標が設定されているか。 また、その他の研究目標が設定されている場合は、合理的な根拠の下、明確な目標が設定されているか。	A：高い 15点 B：やや高い 12点 C：標準的である 9点 D：やや低い 6点 E：低い 3点	(2)
技術の優位性 【様式2-1「研究計画の内容」の3.「提案技術の技術的優位性」等】	提案内容の要素技術は、技術的に優れているか（既存事業での実績がある場合にはそれらとの整理・仕分けが行われているかも含む。）。	A：高い 20点 B：やや高い 16点 C：標準的である 12点 D：やや低い 8点 E：低い 4点	(3)
年度計画 【様式2-1「研究計画の内容」の2.(3)「各年毎の研究計画・目標等」】	達成度を判定できる明確な年度目標が設定され、いつどのような研究を実施するか明確な年度計画となっているか、また、研究期間終了時までの提案内容の実現可能性は高いか。	A：高い 15点 B：やや高い 12点 C：標準的である 9点 D：やや低い 6点 E：低い 3点	(4)
研究成果の普及可能性と製品化の可能性	研究開発された成果の普及体制、成果を普及する対象者及び地域、普及手法が十分なものとなっているか（導入のし易	A：高い 20点 B：やや高い 16点 C：標準的である 12点 D：やや低い 8点	(5)

<p>【様式「地域戦略」の「普及担当機関による普及計画」及び様式「研究計画の概要」の「製品化計画」等】</p>	<p>さ、幅広い地域への波及可能性なども)。また、新たな製品化に向けた開発については、研究開発された成果の製品化の体制、製品化までのプロセス及び道行きは明確で事業性が十分に見込めるか。</p>	<p>E：低い 4点</p>	
<p>研究開発体制</p> <p>【様式 2-1「研究計画の内容」の4.「研究計画の実現可能性について」等】</p>	<p>本研究開発を遂行するための能力・体制は十分か。</p>	<p>A：高い 15点 B：やや高い 12点 C：標準的である 9点 D：やや低い 6点 E：低い 3点</p>	<p>(6)</p>
<p>研究費</p> <p>【様式 2-1「研究計画の内容」の7.「各研究機関等の研究費総額の詳細見込額」等】</p>	<p>研究計画の実現にとって真に必要な人件費や試験研究費の計上となっているか。</p>	<p>A：効率的である 5点 B：やや効率的である 4点 C：標準的である 3点 D：一部見直しが必要 2点 E：大幅に見直しが必要 1点</p>	<p>(7)</p>
<p>加点要素</p>			
<p>研究ネットワーク</p> <p>【様式 2-1「研究計画の内容」の10.「研究ネットワークから立ち上げられた研究グループによる応募】</p>	<p>研究ネットワークから立ち上がった研究コンソーシアムからの提案であって、拠点機関が当該提案を承認しており、当該研究ネットワークの活動内容について、「現場ニーズの把握」及び「研究ネットワーク内での会議・勉強会開催、情報共有など共益・協働活動」は平成 29 年 4 月以降も活動実績があるか。</p>	<p>A：満たしている 5点 B：満たしていない 0点</p>	<p>(8)</p>
<p>「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォーム</p> <p>【様式 2-1「研究計画の内容」の</p>	<p>「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームに所属する研究コンソーシアムからの提案であって、当該研究開発プラットフォームのプロデューサーが当該提案を承認しているか。</p>	<p>A：満たしている 5点 B：満たしていない 0点</p>	<p>(9)</p>

11. 「知」の集積と活用の場 産学官連携協議会との連携】			
合計		点 (満点：100点(加 点除く))	
<コメント>			

- ※1 コメント欄には、研究計画の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき点(研究内容・研究実施期間、研究開発費等)について具体的に記載願います。
特に低い点を付した場合においては、必ずその理由を記載願います。
- ※2 加点要素(8)～(9)については要件を満たしているか否か事務局が確認します。
- ※3 (8)研究ネットワークに関する加点を行った場合は、(9)知の集積と活用の場 研究開発プラットフォームに関する加点は行いません。